

石油販売業届出早見表

東北経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課
2025年1月6日作成

事項			開始届	変更届	廃止届	備考
新しく石油製品販売事業を開始			○			
法の規定販売量以上の石油製品を販売			○			
自家用給油所から一般販売			○			
事業所（給油所等）を追加			(○)	○※		※変更届と開始届第2面が必要
事業所（給油所等）の一部を廃止				○		
事業 譲渡	未届出者に譲渡		○		●	○譲渡先 ●譲渡元
	既届出者に譲渡			○	●	○譲渡先 ●譲渡元
法人 合併	対等合併（A、B社で対等合併、C社設立）		○		●	○C社 ●A、B社
	吸収 合併	（既届出者A社がB社を吸収）		○	●	○譲渡先 ●譲渡元
		（未届出者C社がD社を吸収）		○	●	○譲渡先 ●譲渡元
個人事業者で相続より承継				○		
届出者（本社・本店）の住所移転・住所表示変更				○		住所表示：区画整備や市町村合併によるもの等
社名・商号の変更				○		
会社の代表者変更				○		
販売施設（タンク容量、基数、計量器数）の変更				○		
元売り社名、仕入れ先の変更				○		
販売する石油製品の変更				○		
事業所または給油所等の住所移転・住所表示変更				○		住所表示：区画整備や市町村合併によるもの等
事業所または給油所等の名称変更				○		
石油製品販売事業を止める					○	
販売量が法の規定販売数量未満になる					○	
事業所または給油所が一般販売をやめ自家給油所になる					○	